

熊野町地域防災計画

(資料編)

令和8年2月修正

熊野町防災会議

目 次

1 熊野町防災会議条例	1
2 熊野町災害対策本部条例	3
3 熊野町防災の日を定める条例	4
4 熊野町消防団の設置等に関する条例	5
5 熊野町消防団の組織に関する規則	6
6 熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	8
7 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例	12
7-2 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例施行規則	
8 応援協定等	14
(1) 災害時の相互応援に関する協定書	【広島県及び県内市町村】
(2) 広島県内広域消防相互応援協定書	【広島県内市町及び消防組合】
(2-2) 広島県内広域消防相互応援協定実施細目	
(3) 広島県防災ヘリコプター応援協定	【広島県】
(4) 広島県内航空消防応援協定書	【広島市】
(5) 広島中央地域連携中央都市圏における災害時の相互応援に関する協定	【4市4町】
(6) 災害時相互応援に関する協定	【熊野市】
(7) 災害時におけるライフプラン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定	【広島市】
(8) 広島県及び熊野町による物品の共同調達に関する基本協定書	【広島県】
(9) 災害時における情報交換に関する協定書	【中国地方整備局】
(10) 災害時の医療救護活動に関する協定書	【社団法人安芸地区医師会】
(10-2) 災害時の医療救護活動協定書実施細目	
(11) 災害時における隊友会の協力に関する協定書	【隊友会熊野支部】
(12) 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書	【日本自動車連盟広島支部】
(13) 災害時における熊野町内郵便局、熊野町間の相互協力に関する協定	【日本郵便】
(14) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い協定書	【中国電力矢野・広島】
(14-2) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱いの実施細目	
(15) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書	【中国電力呉】
(15-2) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱いの覚書	
(16) 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書	【広島ガス東部(株)】
(17) 災害時における物資の調達に関する協定書	【広島県LPガス協会】
(18) 災害に係る情報発信等に関する協定	【ヤフー(株)】
(19) 防災パートナーシップに関する協定	【広島テレビ放送(株)】
(20) 災害時における地図製品等の利用・供給等に関する協定書	【(株)ゼンリン】
(21) 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書	【(株)ジュンテンドー】
(22) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定	【(株)ハローズ】
(23) 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書	【生活協同組合ひろしま】
(24) 災害時における物資供給に関する協定	【(株)ナフコ】
(25) 災害時における資機材の供給に関する協定	【(株)タイム】
(26) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定	【(株)藤三】
(27) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	【広島県行政書士会】
(28) 災害に係る情報発信等に関する協定書	【株式会社テレビ新広島】
(29) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	【西日本電信電話株式会社】

9	熊野町防災会議委員名簿	76
10	関係機関電話番号表	77
11	町内医療機関	78
12	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	79
13	土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	83
14	防災重点ため池	88
15	ヘリポート適地の状況	91
16	指定緊急避難場所	92
17	指定避難所	93
18	福祉避難所	94
19	災害記録	95
20	熊野町の自然的条件	96
21	過去の災害	97
22	地震の被害想定及び施策	98
23	救済制度	

1 熊野町防災会議条例

昭和44年3月22日

条例第9号

改正 平成12年3月14日条例第14号

平成24年6月13日条例第11号

令和2年3月16日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、熊野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 熊野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30名以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 県の知事の部内の職員
- (2) 県警察の警察官
- (3) 町議会議員
- (4) 町長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 広島市の消防局の職員及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 指定地方行政機関の職員
- (9) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (10) 公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部の長
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者
- (12) 社会福祉法人熊野町社会福祉協議会の職員
- (13) 女性の視点から防災・減災・復興について提言ができるものとして町長が適当と認める者
- (14) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日条例第 8 号）

（施行日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行後、令和 4 年 1 月 31 日までに改正後の熊野町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱する委員の任期については、同条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年 1 月 31 日までとする。

2 熊野町災害対策本部条例

昭和44年3月22日

条例第10号

改正 平成14年9月18日条例第20号

平成24年9月12日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、熊野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 熊野町防災の日を定める条例

平成30年12月14日
条例第32号

(趣旨)

第1条 本町に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨による災害の体験と教訓を風化することなく後世に継承するため、住民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、自助、共助及び公助の精神によるさまざまな災害への備えを充実強化するため、熊野町防災の日（以下「防災の日」という。）を設ける。

(防災の日)

第2条 防災の日は、7月6日とする。

(防災週間)

第3条 防災意識の普及啓発を特に図る期間として、防災の日を含む1週間を防災週間とする。

(防災及び減災への取組)

第4条 町、住民、関係機関及び地域団体等は、第1条の趣旨を踏まえ、連帯して防災及び減災への取組を推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 熊野町消防団の設置等に関する条例

昭和36年3月25日

条例第8号

改正 昭和46年3月16日条例第5号

平成23年9月14日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び地区域)

第2条 この町に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月16日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	区域
熊野町消防団	町の区域全域

5 熊野町消防団の組織に関する規則

昭和36年3月25日

規則第3号

改正昭和52年6月30日規則第3号

昭和56年3月11日規則第2号

昭和57年3月19日規則第3号

平成19年12月3日規則第6号

平成21年11月20日規則第16号

平成22年11月15日規則第22号

平成23年7月11日規則第7号

令和7年3月25日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定に基づき、消防団の組織について定めるものとする。

(組織及び管轄区域)

第2条 熊野町消防団（以下「消防団」という。）に本部及び分団を置く。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(消防団長及び副団長)

第3条 消防団に消防団長（以下「団長」という。）及び副団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐する。

(本部)

第4条 本部は、役場に置く。

2 本部は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 団員の任免、賞罰その他身分に関すること。

(2) 団員の教養、訓練に関すること。

(3) 消防団の諸計画に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防団の事務に関すること。

3 本部に訓練指導員を置く。

4 訓練指導員は、県訓練指導員及び町訓練指導員とし、県訓練指導員は団長の命を受けて団員の訓練指導を、町訓練指導員は県訓練指導員を補佐して団員の訓練指導を行うものとし、その階級は県訓練指導員を副団長とし、町訓練指導員を分団長とする。

(分団)

第5条 分団に分団長、副分団長及び班長を置く。

2 分団長は、団長の命を受け、分団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班長は、上司の命を受けて団務を行う。

(職務の代理)

第6条 団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順序に従い分団長又は副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては副団長、分団長、副分団長及び班長の任免を行うことはできない。

(任期)

第7条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は4年とする。ただし、重任することを妨げない。

(宣誓)

第8条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

熊野町消防団

氏名

(印)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日規則第3号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月20日規則第16号）

この規則は、平成21年12月7日から施行する。

附 則（平成22年11月15日規則第22号）

この規則は、平成22年11月22日から施行する。

附 則（平成23年7月11日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（本部）

団長	副団長	県訓練指導員	町訓練指導員
1	2	1	3
計 1	2	1	3

（分団）

分団名	区域	分団長	副分団長	班長	団員
第1分団	中溝	1	1	2	11
第2分団	萩原	1	1	2	11
第3分団	初神	1	1	2	11
第4分団	呉地	1	1	2	11
第5分団	出来	1	1	2	11
第6分団	城之堀	1	1	2	11
第7分団	新宮	1	1	2	11
第8分団	川角	1	1	2	11
第9分団	平谷	1	1	2	11
第10分団	熊野団地	1	1	2	11
計		10	10	20	110

6 熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

昭和47年3月21日

条例第4号

改正昭和48年3月19日条例第6号

昭和49年3月20日条例第11号

昭和50年3月30日条例第3号

昭和51年3月23日条例第10号

昭和52年3月22日条例第6号

昭和53年3月20日条例第8号

昭和54年3月17日条例第8号

昭和55年6月10日条例第8号

昭和56年3月11日条例第5号

昭和57年3月19日条例第6号

昭和59年3月10日条例第7号

昭和61年4月1日条例第8号

昭和63年3月24日条例第10号

平成2年3月27日条例第5号

平成4年3月18日条例第8号

平成7年3月10日条例第5号

平成9年3月17日条例第8号

平成12年3月14日条例第15号

平成19年3月13日条例第9号

平成23年9月14日条例第14号

令和元年9月13日条例第12号

令和4年2月15日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、熊野町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は、157人とする。

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、町規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がないかぎり団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

団長	82,500 円
副団長	69,000 円
分団長	50,500 円
副分団長	45,500 円
部長	37,000 円
班長	37,000 円
団員	36,500 円

3 団員が災害の出勤、その他の出勤(訓練、機器点検等)に従事したときは、1日につき、次の表に定める出勤報酬を支給する。

出勤の区分		出勤報酬の額
災害の出勤	2時間未満	2,000 円
	2時間以上4時間未満	4,000 円
	4時間以上	8,000 円
4 年額	その他の出勤	3,500 円

報酬及び出勤報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年熊野町条例第3号)の例による。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、職員の旅費に関する条例(平成3年熊野町条例第1号)の例による。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）退職報償金を支給する。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月20日条例第11号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月23日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日条例第6号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月20日条例第8号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第8号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月10日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月11日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月10日条例第7号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第8号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日条例第10号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日条例第5号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月18日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月10日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月17日条例第8号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第15号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月13日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

7 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例

昭和57年9月27日

条例第12号

改正 平成14年3月18日条例第8号

平成19年11月12日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、非常緊急事態における通報及び広報活動の能率化を図るために設置した熊野町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）の業務運営上、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 熊野町防災行政事務に関する広報活動を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、次のとおり防災無線を設置する。

- (1) 名称 ぼうさい くまの
- (2) 送信設備の設置場所 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号熊野町役場内
- (3) 受信設備の設置場所 熊野町内で必要と認めた場所

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第8号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月12日条例第13号）

この条例は、平成19年12月3日から施行する。

7-2 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例施行規則

昭和57年9月27日

規則第7号

改正 令和2年5月26日規則第23号

(総則)

第1条 この規則は、熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例（昭和57年熊野町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 防災無線による通信の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他、町長が必要と認める事項の周知、伝達

(業務区域)

第3条 防災無線により通信を行う区域は、熊野町全域とする。

(親局及び子局の設置)

第4条 広報の業務を行うための親局は、熊野町役場敷地内に置き、子局は広報事項等が伝達し得る範囲において設置するものとする。

- 2 子局は、屋外集中局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局（以下「戸別受信機」という。）は、熊野町内の公共施設等で町長が指定する場所を単位として設置する。
- 3 前項の規定によるもののほか、戸別受信機の設置を希望する者は、別に定めるところにより、これを購入し設置することができる。

(戸別受信機の貸与)

第5条 戸別受信機は、前条第2項の設置場所の所有者若しくは管理者（以下「受信者等」という。）に貸与する。

- 2 前項の規定に基づき貸与を受けた受信者等は、速やかに規程で定める保管証書を町長に提出しなければならない。
- 3 貸与する戸別受信機は町長が指定する場所にそれぞれ1台とする。

(戸別受信機の管理)

第6条 受信者等は戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を町長に届け出てその指示に従わなければならない。

- 2 戸別受信機の補修は、町長の指定する者以外が行うことはできない。

(戸別受信機の返還)

第7条 受信者は、町長がその指定の必要を認めなくなったときは、速やかに規程の定めるところにより返還しなければならない。

(移譲等の禁止)

第8条 受信者等は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(受信機等の損害弁償)

第9条 受信者等は、故意又は重大な過失によって戸別受信機を紛失又は損傷したときは、町長が定める損害額を弁償しなければならない。ただし、町長が損害額を弁償させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(台帳の整備)

第10条 町長は、戸別受信機の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(規程への委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

8 応援協定等

(1) 災害時の相互応援に関する協定書

【広島県】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
 - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
 - (6) 応援を必要とする期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
- この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県			
代表者	広島県知事	藤田	雄山
熊野町			
代表者	熊野町長	西村	清登

応 援 経 費 の 負 担 基 準

1 応援職員の派遣に関する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2 経費の一部繰替支弁等

(1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの。	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の職員の派遣に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

(2) 広島県内広域消防相互応援協定書

【市町及び消防組合】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

(対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が、他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防御するため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
 - (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
 - (5) その他必要な事項
- (応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費，消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が，その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が，応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については，その都度応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は，広島県及び協定市町等が協議して実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定について，疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，協定書 26 通を作成し，それぞれ記名押印の上，各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は，平成29年6月1日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定書(平成22年3月16日施行)は，この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

(2-2) 広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、広島県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定市町等は、協定第5条に基づく応援要請を迅速かつ的確に行うため、別表のとおり連絡先（以下「指定連絡先」という。）を定めるものとし、指定連絡先に変更があった場合は、別記様式第1号により広島県に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた広島県は、指定連絡先を修正し、協定市町等に通知するものとする。

3 応援要請は、連絡指定先に電話等により行うものとし、事後、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

(応援の特例)

第3条 協定市町等の長は、協定第5条に基づく応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、応援隊を要請することができるものとする。

(1) 行政区域又は消防機関の管轄区域（以下「区域」という。）外で発生した災害を、災害発生市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡が取れない場合で応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援を行った場合、又は区域外の災害を自己の区域の災害と判断して出動した場合は、協定第5条に基づく応援要請による応援とみなす。

3 応援市町等は、第1項第1号により応援隊を派遣した場合は、速やかに災害発生市町等に連絡するものとする。

4 災害発生市町等は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに自己の所属する消防隊、救助隊、救急隊、その他の隊（消防団を含む。）であって災害対応に必要な隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

5 前項の規定に関わらず、災害発生市町等は、救急事故等、災害の種別・規模等から応援隊のみで対応及び事後処理が可能である場合は、応援市町等と協議の上、自己の所属する消防隊等を出動させないことができる。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町等の長は、協定第6条に基づく応援隊を派遣する場合は、派遣する隊の種別、人員、車両、出発日時、応援隊の長の職・氏名、その他応援隊の派遣に関する必要な事項を、要請市町等の連絡指定先に電話等により連絡するものとする。

2 応援要請を受けた協定市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

3 応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第5条 要請市町等の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員等（以下「職員等」という。）に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資器材等を応援隊に提供するものとする。

2 応援隊と要請市町等との間の無線通信は、原則として主運用波を使用するものとする。

(緊急消防援助隊要請時の対応)

第6条 災害発生市町等の長からの連絡により、広島県知事が緊急消防援助隊の要請を行った場合、県内の応援隊は、広島県内消防応援隊として、県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動する。

(報告)

第7条 協定第8条第1項に規定する報告は、原則として、別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとし、同条第2項に規定する報告は別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

- ① 応援隊の現場到着日時
- ② 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

- ① 応援隊の活動概要
- ② 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無
- ③ 応援隊の現場引き上げ日時

(災害の調査)

第8条 災害の調査は、要請市町等が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、応援市町等が災害の調査を行うことができるものとする。

- (1) 救急事故（多数傷病者発生事案等の特殊なものを除く。）
- (2) 災害の種別・規模等から、応援市町等において災害の調査を行うことが適当であると判断されるとき。
- (3) その他特別な事由により、要請市町等による災害の調査が困難な場合で、要請市町等の長から災害の調査の要請があったとき。

2 応援隊は、要請市町等の職員が現場に不在のときは、当該市町等の職員等が到着するまでの間、災害現場の保存に努めるとともに、必要に応じて初動の調査を行うものとする。

(応援の始期等)

第9条 応援の始期は応援隊が出動した時点とし、応援の終期は応援隊が帰着した時点とする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長等は、協定第9条第2号又は第3号の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第5号により要請市町等の長に請求するものとする。

(応援隊の派遣計画)

第11条 協定市町等の長は、協定第6条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(情報交換等)

第12条 協定市町等は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力及び消防概要
- (2) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第13条 協定市町等は、円滑な応援活動を確保するため、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第14条 広島県及び協定市町等は、協定第11条に規定する疑義事項等を協議するほか、協定の適正な運用を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(その他)

第15条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して運用する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の施行の日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定実施細目(平成22年3月16日施行)は、協定の施行の日の前日をもって廃止する。

(3) 広島県防災ヘリコプター応援協定

【広島県】

広島県を甲とし、熊野町を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに
関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定
する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と
する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急援助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うもの
とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 城外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の
上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長
に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊
員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合におい
て、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その
旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市
町村の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の
規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この規定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8
条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県
代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 熊野町
代表者 熊野町長 西村 清登

(4) 広島県内航空消防応援協定書

【広島市】

広島市を甲とし、熊野町を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

2 広島県内航空消防応援協定書（平成29年3月7日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲	広島市			
	代表者	広島市長	松井	一實
乙	熊野町			
	代表者	熊野町長	三村	裕史

(5) 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

【4市4町】

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は、圏域の防災力強化のため、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において、応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう、協定市町が相互に協力することを確認し、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、極力、応援要請に応じるよう努めるものとする。

2 被災市町の応援を実施する場合は、応援市町が相互に連携協力の上、行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

（応援等経費の負担）

第7条 この協定に基づく第2条による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

- 2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。
- 3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
- 4 前3項に定めるものもほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、協定市町が押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年

広島県竹原市中央5丁目1番35号
竹原市
竹原市長 吉田 基

広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
東広島市長 藏田 義雄

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号
海田町
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号
坂町
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
大崎上島町長 高田 幸典

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定第7条第2項に定める経費のうち、第3条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした協定市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第7条第3項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号及び第2号の資機材（同条第3号の車両）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした協定市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

(6) 災害時相互応援に関する協定

【熊野市】

三重県熊野市（以下「熊野市」という。）と広島県熊野町（以下「熊野町」という。）との友好都市協定（令和元年1月1日締結）に基づく防災の連携・協力として、熊野市及び熊野町（以下「協定都市」という。）のいずれかの地域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある緊急の事態の場合、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策及び復旧対策（以下「応急対策」という。）を円滑に遂行するための相互応援の体制について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該被災都市が独自では十分な応急対応等を実施できない場合において、相互の応援による被災都市の応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定都市（以下「応援都市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、応援都市が、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定都市が協議して別に定めるものとする。

2 被災都市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援都市が一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 協定都市は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定都市の長は署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月3日

三重県熊野市長 河上 敢二

広島県熊野町長 三村 裕史

(7) 災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定 【広島市】

熊野町（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）は、熊野町域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、町民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力の要請）

第2条 甲は、熊野町域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認められた場合、乙が管理する土地のうち矢野南三丁目市有地（広島市安芸区矢野南三丁目18番1ほか2筆）を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき矢野南三丁目市有地を使用するときは、第6条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、矢野南三丁目市有地の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、町民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

（ライフライン事業者の使用等）

第4条 甲は、熊野町地域防災計画に定める、指定公共機関、指定地方公共機関及びライフライン復旧活動に従事する事業者及びこれを応援するために参集する関係事業者（以下「ライフライン事業者」という。）に、矢野南三丁目市有地を使用させることができる。

2 甲は、あらかじめライフライン事業者と矢野南三丁目市有地の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、矢野南三丁目市有地の使用前に、乙に対して矢野南三丁目市有地を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。

3 甲は、矢野南三丁目市有地を乙に返還するときは、矢野南三丁目市有地を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

（経費の負担）

第5条 乙は、第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく矢野南三丁目市有地の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。

2 乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。

3 甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。

4 第2項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。

5 前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

（連絡体制の確保）

第6条 甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成24年3月23日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

(8) 広島県及び熊野町による物品の共同調達に関する基本協定書

【広島県】

広島県(以下「甲」という。)と熊野町(以下「乙」という。)は、物品を共同して 調達する(以下「物品の共同調達」という。)ために必要な基本事項’に関して、次のとおり’協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定書は、物品の共同調達に関する基本事項に関し、甲乙の合意事項について定めることで、物品の公共調達の円滑化と効率化に資することを目的とする。

(対象物品)

第2条 この協定書の対象とする物品は、災害備蓄物資とする。

(対象物品の仕様)

第3条 対象物品の仕様は、購入数量、規格のほか必要な事項について甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(入札)

第4条 甲及び乙は、物品の共同調達に必要な入札参加資格条件について協議して定める。

2 甲は、前条の規定により別途定めた対象物品の仕様及び前項により定めた入札参加資格条件に基づき、甲の定める手続きにより一般競争入札を実施し、落札者を決定するものとする。

(契約)

第5条 甲及び乙は、前条の規定により決定した落札者と、第3条の規定により定めた仕様による自らの購入分について、それぞれが定める手続きにより、物品購入契約を締結するものとする。

(納品検査)

第6条 甲及び乙は、共同調達した物品のうち、第3条の規定により定めた仕様による自らの購入分について、それぞれ納品検査を行うものとする。

(課題の解決)

第7条 甲及び乙は、第5条の規定により契約を締結した者との間で生じた課題について、それぞれの契約に基づき解決するものとする。

(責務)

第8条 甲及び乙は、この協定書に基づく物品の共同調達について、必要となる措置を講じなければならない。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和2年5月18日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 熊野町
代表者 熊野町長 三村裕史

(9) 災害時における情報交換に関する協定書

【中国地方整備局】

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と熊野町長（以下「乙」という。）は、熊野町の町域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、熊野町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策及び並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、熊野町災害対策本部に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、甲乙双方が実施する訓練への参加及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月15日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 熊野町 熊野町長 三村 裕史

(10) 災害時の医療救護活動に関する協定書

【社団法人安芸地区医師会】

災害時における救護の万全を期するため、熊野町を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故等）及びNBCテロ等を含む。以下同じ。）時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣等)

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な乙の会員である医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とす

る。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であつて、乙が医療救護活動を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲	熊野町	
	代表者 熊野町長	三村 裕史
乙	社団法人 安芸地区医師会	
	代表者 会長	菅田 巖

(10-2) 災害時の医療救護活動協定書実施細目

熊野町を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両者は、平成25年2月5日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき以下の実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の規定による甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、熊野町長（災害対策本部長）から安芸地区医師会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、原則として災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項又は第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、当該医療救護活動を終了した後、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、派遣要請に基づき乙が派遣する医療救護班が行う医療救護活動において、当該医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第4条 協定第10条第1号及び第2号に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号の扶助金については、当該扶助金の支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

3 協定第10条第4号の実費については、救護所が設置された医療機関が「物件損傷等報告書」（第7号様式）により甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第5条 協定第10条第1号に規定する費用の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する費用の額は、乙が派遣する医療救護班が使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に準ずるものとする。

（支払）

第6条 甲は、協定第10条各号に規定する請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に支払うものとする。

（医療救護班派遣の限界）

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、医療救護班員及びその周辺に危害が生じ、又は生じる恐れがある場合は、派遣要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲 熊野町

代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 社団法人 安芸地区医師会

代表者 会長 菅田 巖

(11) 災害時における隊友会の協力に関する協定書

【広島県隊友会熊野支部】

熊野町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）又は武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部若しくは国民保護対策本部（以下これらを「本部等」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項の補助的な業務について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施等における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) 物資及び資材の運送並びに配分
- (6) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該要請書を送付する。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知する。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力する。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行う。

（防災訓練）

第5条 乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加する。

（協力の性格）

第6条 甲の要請に応じ実施した乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（負傷等の補償）

第7条 甲の要請に応じ実施した乙の活動に従事した者が、その活動に起因する事故等により死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を所持する。

平成25年3月27日

甲 熊野町
熊野町長 三村 裕史

乙 公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部
支部長 寶田 正義

(12) 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

【日本自動車連盟広島支部】

熊野町（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、熊野町内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

(1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）

(2) 担当者への連絡方法

(3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 熊野町
代表者 熊野町長 平本 芳之

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部
広島支部 支部長 藤井 一裕

(13) 災害時における熊野町内郵便局、熊野町間の相互協力に関する協定 【熊野町内郵便局】

熊野町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社熊野郵便局及び広島中央郵便局（以下「乙」という。）は、熊野町内に発生した地震その他による災害時において、相互友愛精神に基づき、熊野町及び熊野町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、熊野町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害時特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(3) 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物質集積場所等としての使用

(4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用

(5) 両者が収集した町内の被害状況、被災住民の避難先、被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項

(7) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(8) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 熊野町の災害対策本部のメンバーに熊野郵便局長が加わることができる。

（災害情報等の連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 熊野町内の郵便局は、熊野町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、熊野町防災担当課長、乙においては、熊野郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年6月15日から平成28年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名して、各自その1通を所持する。

平成27年6月22日

甲	熊野町	
	代表者 熊野町長	三村 裕史
乙	熊野町内郵便局及び広島中央郵便局代表者	
	日本郵便株式会社熊野郵便局	
	局長	馬上 和典

(14) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い協定書【中国電力矢野広島営業所】

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社矢野営業所（以下「乙1」という。）と中国電力株式会社広島電力所（以下「乙2」といい、乙1と乙2を総称して「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、可能な限り協力するものとする。

- (1) 状況により防災行政無線等を活用した住民への周知
- (2) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 避難所へ避難された住民への周知
- (4) 住民からの問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な個所の優先的な除雪
- (4) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (5) 停電復旧の支障となるがれき、車両およびその他物件の優先撤去
- (6) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与
- (2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

（要員派遣）

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。派遣要員の役割は、停電状況および復旧状況等の甲への情報提供および第3条ならびに第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第7条 この協定書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第8条 この協定書の実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第9条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成28年8月22日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町長 三村 裕史

乙1 広島県広島市安芸区矢野新町二丁目3番21号
中国電力株式会社 矢野営業所
所長 松永 和幸

乙2 広島県広島市中区竹屋町2番42号
中国電力株式会社 広島電力所
所長 熊谷 泰美

(14-2) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施細目

(連絡体制の確立)

1. 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

2. 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲および乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

3. 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。
なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期および連絡内容)

4. 乙は、停電発生時には、本協定第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により、原則として毎正時および必要の都度、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

5. 甲および乙が本協定に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙がそれぞれ負担するものとする。

(協力および連携)

6. 本協定に定めた協力および連携の実施については、甲または乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

(15) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書 【中国電力呉営業所】

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社呉営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、可能な限り協力するものとする。

- (1) 状況により防災行政無線等を活用した住民への周知
- (2) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 避難所へ避難された住民への周知
- (4) 住民からの問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災状況の情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この協定書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この協定書の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成23年10月25日

- 甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町長 三村 裕史

- 乙 広島県呉市西中央二丁目2番11号
中国電力株式会社 呉営業所
所長 岡本 力

(15-2) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの覚書

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社呉営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、協定書の施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 甲と乙が互いに、警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、電話等により直接行うものとする。

（連絡時期及び連絡内容）

第3条 停電発生時には、乙は別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第4条 甲と乙のいずれか一方が、警戒体制もしくは、非常体制を解除した時点で、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第5条 この覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成23年10月25日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県呉市西中央二丁目2番11号
中国電力株式会社 呉営業所
所長 岡本 力

(16) 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書 【広島ガス東部株式会社熊野支店】

熊野町(以下「甲」という。)と広島ガス東部株式会社 熊野支店(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲の行う被災者等の救援活動を支援し、町民生活の早期安全を図るため、乙が行う協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、LPガス及びLPガス使用器具(以下「LPガス等」という。)の供給の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

甲が行う要請は、原則として別に定めた要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条により甲からLPガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由の無い限り協力するものとする。

(協力の範囲)

第4条 甲が乙に供給の確保を要請するLPガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

(1) LPガス

(2) コンロその他ガス器具、LPガスの供給に必要な物資、機材等

(運搬)

第5条 LPガス等の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(物資の引渡し)

第6条 この協定に基づく物資の引渡しは、甲の指定する場所において行うものとする。この場合、甲は指定する場所へ職員を派遣し、乙から供給される物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(事故等)

第7条 乙は、LPガス等の供給及び運搬に関し、やむを得ない事由により供給及び運搬等を中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(経費の負担)

第8条 乙がこの協定に基づく協力のために要する経費は、甲が負担するものとする。

ただし、コンロ等LPガス使用器具等については、乙が無償で貸出すものとする。

2 前項の経費については、災害時等の直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙がLPガス等の供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡)

第11条 甲と乙は、災害時等に支障をきたさないように、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及び、この協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終

了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 27 年 8 月 3 日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県安芸郡熊野町出来庭三丁目 1-6
広島ガス東部株式会社 熊野支店
代表取締役社長 七種 猛

(17) 災害時における物資の調達に関する協定書

【広島県LPガス協会安芸地区協議会】

熊野町（以下「甲」という。）と広島県LPガス協会安芸地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 町外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、甲からの供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第4項の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は甲から要請があれば、可能な限り調達するものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ・ガス炊飯器など）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前ににおける適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資（充填により引渡しされるLPガスを除く。）の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については甲と乙が協議をして定めるものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受領した後、遅滞なく支払うものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者及び事務担当者名簿等）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 甲の連絡責任者は、総務課長とする。

(2) 乙の連絡責任者は、事務局長とする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月15日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町
町長 三村 裕史
乙 広島県安芸郡海田町成本8-7
広島県LPガス協会 安芸地区協議会
安芸地区協議会長 富永 浩司

(18) 災害に係る情報発信等に関する協定

【ヤフー株式会社】

熊野町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、熊野町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、熊野町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ熊野町の行政機能の低下を軽減させるため、熊野町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、熊野町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、熊野町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、熊野町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 熊野町が、熊野町内の指定避難所及び指定緊急避難場所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 熊野町が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 熊野町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 熊野町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 熊野町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、熊野町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく熊野町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、熊野町から提供を受ける情報について、熊野町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、熊野町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、熊野町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、熊野町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年1月14日

熊野町：広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

(19) 防災パートナーシップに関する協定書

【広島テレビ放送株式会社】

熊野町（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災・減災活動に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信ならびに平常時の防災・減災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ることをいう。

(3) 減災とは、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条で定める災害の被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話または電子メール、ファックスなどにより、情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、防災・減災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供について、相手方に可能な範囲で協力する。

2 甲および乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災・減災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲および乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方の代表者が署名の上、各自その1通を保管する。

令和3年3月30日

甲 広島県熊野町
熊野町長

三村 裕史

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号

広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長

佐野 讓顯

(20) 災害時における地図製品等の利用・供給等に関する協定書

【株式会社ゼンリン】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、第2条に定義する乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、熊野町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、熊野町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告

するものとする。また、当該住宅地区の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。また、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から、1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月5日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
町長 三村 裕史

乙 広島県広島市東区光町一丁目10番19号
日本生命広島光町ビル
株式会社 ゼンリン 中国エリア統括部
統括部長 宮岡 宏典

(21) 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 【株式会社ジュンテンドー】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の保有する応急対策に要する資機材及び生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。

(2) 乙に付随する駐車場等を地域住民の一時避難場所として乙の業務に支障がない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号の規定により供給される資機材等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあっては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定するものが品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第2号様式）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲又は乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、

同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては熊野町総務部危機管理課、乙にあつては株式会社ジュンテンドー熊野店とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月1日

甲 熊野町
熊野町長 三村 裕史
乙 株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

(22) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定

【株式会社ハローズ】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の保有する応急対策に要する食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）を供給すること。

(2) 災害時に、甲が警戒レベル3以上の避難情報を発した際、乙に付随する駐車場等を地域住民及び帰宅困難者の一時避難場所として乙の業務に支障がない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。また、避難者にトイレを使用させること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項第1号の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応援食料等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする事由

(2) 応援を必要とする種類と数量

(3) 引渡の方法及び引渡場所

(4) その他必要とする事項

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（食料等供給の協力実施）

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（品目等の決定および引取）

第5条 第2条第1項第1号の規定により供給される食料等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、原則として別表第1に掲げる物資のうちから、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した食料等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに食料等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が食料等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の食料等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、原則として、甲が負担するものとする。

2 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲又は乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(庶務窓口)

第12条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては熊野町住民生活部防災安全課、乙にあつては株式会社ハローズ熊野店とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月27日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ 代表取締役社長 佐藤 利行

(23) 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

【生活協同組合ひろしま】

熊野町（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、熊野町内において災害等が発生したとき又は災害等が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする場合は、乙に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、甲に対し、速やかに物資を提供するものとする。

（支援体制の整備）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、甲の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については甲と乙が協議をして定めるものとする。

（費用負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲が負担するものとし、負担範囲等に関しては、その都度、甲、乙協議の上決定する。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して、その都度定めるものとする。

3 甲の乙に対する費用の支払い方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者及び事務担当者名簿等）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 甲の連絡責任者は、総務課長とする。
- (2) 乙の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終

了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
町長 三村 裕史

乙 広島県広島市西区草津港2丁目8番42号
生活協同組合ひろしま
理事長 惠木 尚

(24) 災害時における物資供給に関する協定

【株式会社ナフコ】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条で規定する災害により、甚大な被害が発生し、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における、必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊野町内での災害時における甲と乙との災害に対する応急対策のための物資の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

3 前項ただし書により協力要請したときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

(品目等の決定および引取)

第3条 前条の規定により供給を要請できる資機材等の品目は、別表に掲げるものとし、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 協力要請に基づき、乙が供給する資機材等の引取りは、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する運送業者が、乙の指定する場所において、品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、協力要請に応じ物資の提供を行ったときは、速やかに資機材等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等により、資機材等供給の内容を確認することができる場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請に応じて実施した物資の提供に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(代金の支払い)

第6条 乙は、第4条の報告後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月21日

甲 熊野町
熊野町長 三村 裕史

乙 株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

(25) 災害時における資機材の供給に関する協定

【株式会社タイム】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社タイム（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条で規定する災害により、甚大な被害が発生し、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に、必要な資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で災害時における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、その販売のために保有する資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（品目等の決定及び引渡し）

第3条 前条第1項の規定により供給される資機材の品目は、別表に掲げるものとし、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 乙は、前項により決定した資機材を、別途指定する引渡場所に運搬し、甲に引き渡すものとし、甲の職員が引渡場所で品目、数量等を確認のうえ乙又は乙が指定する運送業者に受領証を交付する。ただし、甲の職員が引取りに向うことができず、又は乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において資機材を確認のうえ、引渡しを受け、受領証を交付するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ第3条の第2項の引渡しを実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（様式第2号）に同項に定める者が作成した受領証もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 乙は、第3条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換等）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 熊野町 熊野町長	三村 裕史
乙 岡山市北区下中野465番地の4 株式会社 タ イ ム 代表取締役社長	吉原 重治

(26) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定

【(株)藤三】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社藤三（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）を供給することについて、協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、災害時において前項に定めのない事項についても、応急活動で必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

3 甲及び乙は、本条第1項及び第2項の要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、食料等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（食料等供給の協力実施）

第4条 乙は、協力要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（品目等の決定及び引取）

第5条 協力要請により供給される食料等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、原則として別表第1に掲げる食料等のうちから、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した食料等の引取りは、甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認の上行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に応じたときは、速やかに食料等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が食料等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の食料等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第7条 第5条第1項の決定により乙が供給した食料等の対価は、災害の発生直前における適正な価格等を基準とし、原則として、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項の要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(負傷等の補償)

第 10 条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）を、乙は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）をそれぞれ適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から 1 年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(庶務窓口)

第 12 条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては熊野町住民生活部防災安全課、乙にあつては株式会社藤三営業企画部とする。

(協議)

第 13 条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙の代表者が署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 1 月 1 日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号
熊野町
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 広島県呉市広本町三丁目 1 5 番 5 号
株式会社藤三
代表取締役社長 藤村 重造

(27) 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 【広島県行政書士会】

熊野町（以下「甲」という。）及び広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、熊野町内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

(業務の範囲)

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

(支援業務の要請)

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

(報告)

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰

すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年5月9日

甲 熊野町

代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階

広島県行政書士会

会 長 原田 誠

(28) 災害に係る情報発信等に関する協定書

【株式会社テレビ新広島】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

（情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

3 災害発生の際の危険が高まる場合においては、早めの避難を促す目的で「町長からの呼びかけ」等を甲乙協力して、映像もしくはメッセージにより情報発信するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（担当者名簿の作成）

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年2月10日

- 甲 熊野町
代表者 熊野町長 三村 裕史

- 乙 広島市南区出汐二丁目3番19号
株式会社テレビ新広島
代表取締役社長 箕輪 幸人

(29) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書**【西日本電信電話株式会社】**

熊野町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた場所に屋外配線及び屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を設置し、乙が敷設する屋内配線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が敷設する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に当たり、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別記様式1「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

2 電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別記様式2「特設公衆電話一覧表」に定めて、情報管理責任者が管理するものとする。

3 設置に係る費用については、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を甲が負担し、屋外配線及び屋内配線は乙の負担とする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別添「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、すみやかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年3月8日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号
西日本電信電話株式会社
広島支店長 永野 浩介 印

9 熊野町防災会議委員名簿

令和7年8月1日現在

会 長（熊野町長） 三村 裕史

条例第3 条3項に よる区分	所属機関名	職 名	氏 名
1号	広島県西部厚生環境事務所	所 長	西丸 幸治
	広島県西部建設事務所	所 長	和久井 淳一
	広島県西部農林水産事務所	所 長	栢 英彦
2号	海田警察署	署 長	松浦 善之
3号	熊野町議会	議 員	尺田 耕平
	熊野町議会	議 員	光本 一也
4号	熊野町	総務部長	西岡 隆司
	熊野町	健康福祉部長	西村 ゆり
	熊野町	建設農林部長	福嶋 春樹
	熊野町	教育部長	立花 太郎
	熊野町	企画担当部長	榎並 正和
5号	熊野町教育委員会	教育長	平岡 弘資
6号	広島市消防局	局 長	貞森 英樹
	熊野町消防団	団 長	梶山 龍生
7号	中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター	所 長	柴田 保
	広島電鉄(株) バス事業本部	バス輸送営業部長	鴨下 典浩
	西日本電信電話(株) 中国支店	設備部長	藤井 隆行
	広島ガス(株) 導管事業部	供給保安部長	岩谷 靖利
8号	中国地方整備局 広島国道事務所	所 長	金納 聡志
9号	陸上自衛隊 第46普通科連隊	第2中隊長	高橋 信哉
10号	公益社団法人隊友会 広島県隊友会熊野支部	支部長	玉井 稔
11号	熊野町川角自主防災会	会 長	藤田 孝明
	熊野町医師会(まきこ眼科クリニック)	院 長	山崎 真紀子
12号	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会	事務局長	時光 良弘
13号	神田地区自主防災組織	会 長	栗原 君子
		看護師	加島 朋代
		防災士	中井 佳絵
14号	熊野町	副町長	岩田 秀次

令和8年9月30日迄

10 関係機関電話番号表

機関名	電話回線		衛星通信番号	備考
	電話番号	F A X	電話・F A X	
広島県危機管理課	(082) 513-2785	(082) 227-2122	7-101-2785	
広島県西部厚生環境事務所	(0829) 32-1181	(0829) 32-0640	7-101-83-2312	
広島県西部建設事務所	(082) 250-8151	(082) 255-3010	7-101-880-140	
広島県西部農林水産事務所	(082) 228-2111	(082) 223-4909	7-101-89-2510	
中国地方整備局	(082) 221-9231	(082) 221-4199		
広島气象台	(082) 221-9231	(082) 223-3968	101-99-160	防災無線
陸上自衛隊第46普通科連隊	(082) 822-3101			
海田警察署	(082) 820-0110			音声案内
海田警察署熊野交番	(082) 820-0110			音声案内
広島市安芸消防署	(082) 822-4349	(082) 822-9119		
広島市安芸消防署熊野出張所	(082) 854-1103	(082) 854-1103		
熊野中央防災交流センター	(082) 854-3111	(082) 820-5820		
熊野東防災交流センター	(082) 854-4138	(082) 854-3389		
熊野西防災交流センター	(082) 854-1673	(082) 854-6199		
くまの・こども夢プラザ	(082) 820-5502	(082) 855-0805		
熊野第一小学校	(082) 854-0111	(082) 855-2481		
熊野第二小学校	(082) 854-0112	(082) 855-2482		
熊野第三小学校	(082) 854-0316	(082) 855-2483		
熊野第四小学校	(082) 854-5145	(082) 855-2484		
熊野中学校	(082) 854-0109	(082) 855-2485		
熊野東中学校	(082) 854-7111	(082) 855-2486		
熊野高校	(082) 854-4155	(082) 854-4573		
熊野町地域福祉会館	(082) 855-2855			
熊野西ふれあい館	(082) 820-5501	(082) 820-5503		
熊野東ふれあい館	(082) 820-5580	(082) 820-5581		
熊野町民体育館	(082) 854-7695	(082) 854-9622		
熊野町図書館	(082) 855-6710	(082) 855-6711		
熊野町環境事務所	(082) 854-3813	(082) 854-7151		
筆の里工房	(082) 855-3010	(082) 855-3011		
くまのみらい保育園	(082) 820-5000	(082) 820-5500		
中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター	0120-525-089 (082) 545-2106	(082) 545-2127		
中国電力ネットワーク(株) 呉ネットワークセンター	0120-188-514	(0823) 24-0139		
NTT 西日本(株)中国支店	(082) 226-2127 (082) 511-1372			(通常時) (非常時)
広島ガス(株)呉支店	(0823) 22-1234			

1 1 町内医療機関

医院名	診療科目	所在地	電話番号
宗盛医院	内科	中溝四丁目1番8号	854-1111
片山医院	外科・内科・皮膚科・消化器科・泌尿器科	出来庭九丁目2番18号	854-0252
梶山医院	循環器科・消化器科・内科	貴船18番16号	854-2771
藤田小児科医院	小児科	萩原六丁目26番4号	854-0707
大瀬戸内科	内科・小児科	出来庭二丁目18番11号	854-8585
酒井耳鼻咽喉科・皮膚科医院	耳鼻咽喉科・皮膚科	萩原二丁目2番8号	855-2629
豊田レディースクリニック	産科・婦人科・内科	川角四丁目30番1号	855-1913
おかだ眼科	眼科	萩原二丁目2番12号	855-6633
はまもと皮ふ科	皮膚科・アレルギー科・形成外科	出来庭十丁目4番4号	855-2662
児玉クリニック	内科・外科・胃腸科	萩原三丁目1番1号	855-4700
高橋整形外科クリニック	整形外科	萩原六丁目27番5号	854-2222
りんりんクリニック	在宅療養支援診療所	萩原五丁目1番55号	847-3219
まきこ眼科クリニック	眼科	出来庭三丁目3番33号	855-6022
山野歯科医院	歯科	貴船18番18号	854-1139
岡田歯科医院	歯科	萩原七丁目14番19号	854-5311
第2井原歯科医院	歯科	出来庭五丁目20番7号	854-8148
かしはら医院	歯科	中溝一丁目4番9号	854-1850
くせ歯科医院	歯科	貴船2番13号 ファミリービル2F	854-1551
クリーン歯科	歯科	川角一丁目6番15号	854-2131
石本歯科医院	歯科	萩原九丁目16番5号	820-5888
かくわ歯科	歯科	萩原二丁目2番10号	855-4646
とまと歯科クリニック	歯科	出来庭四丁目17番2号	855-3746
くまの歯科クリニック	歯科	平谷一丁目15番8号	854-6480
わだ歯科クリニック	歯科	萩原七丁目6番3号	820-5670
MBフレンド歯科	歯科	出来庭二丁目12番1号 ハローズ熊野モール内	554-7788
なのはな歯科クリニック	歯科（訪問診療専門）	出来庭九丁目9番10号	554-9104

1 2 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-1-690	八幡山(690)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-1	八幡山(690-1)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-2	八幡山(690-2)	熊野町城之堀二丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-3	八幡山(690-3)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-690-4	八幡山(690-4)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-690-5	八幡山(690-5)	熊野町城之堀三丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-6	八幡山(690-6)	熊野町城之堀三丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701	中ヶ原(701)	熊野町城之堀九丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-1	中ヶ原(701-1)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-2	中ヶ原(701-2)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-3	中ヶ原(701-3)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-4	中ヶ原(701-4)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-691	湖翠園団地(691)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-691-1	湖翠園団地(691-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-692	土岐の城団地(692)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-692-1	土岐の城団地(692-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-4879	萩原(4879)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-4881	出来庭 2921(4881)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
II-1-6273	菅池 2534(6273)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-1-6935	地藏ノ前(6935)	熊野町出来庭三丁目	○	○	第一小学校区
II-1-431	里(431)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-1-431-1	里(431-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-1-431-2	里(431-2)	熊野町萩原五丁目	○	○	第一小学校区
II-1-4371	道上 5035(4371)	熊野町萩原二丁目	○	○	第一小学校区
II-1-4371-1	道上 5035(4371-1)	熊野町萩原一丁目	○	—	第一小学校区
II-1-4368	菅池 2565(4368)	熊野町出来庭八丁目	○	—	第一小学校区
II-1-4368-1	菅池 2565(4368-1)	熊野町出来庭八丁目	○	○	第一小学校区
II-1-6264	萩原(6264)	熊野町萩原二丁目	○	○	第一小学校区
II-1-6269	八幡山 1827(6269)	熊野町中溝六丁目	○	○	第一小学校区
III-1-578-1	出来庭彦地籠(578-1)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
III-1-579	萩原小迫(579)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
III-1-579-1	萩原小迫(579-1)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
III-1-579-2	萩原小迫(579-2)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
III-1-2901	萩原苗洪(2901)	熊野町萩原十丁目	○	○	第一小学校区
III-1-2902-1	城之堀中ヶ原(2902-1)	熊野町城之堀九丁目	○	○	第一小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
Ⅱ-1-6266-3	深原 13281 (6266-3)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-1-698	追分 (698)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-1-693	松ヶ丘団地 (693)	熊野町新宮二丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-1	松ヶ丘団地 (693-1)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-2	松ヶ丘団地 (693-2)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-4	松ヶ丘団地 (693-4)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-3	松ヶ丘団地 (693-3)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-693-5	松ヶ丘団地 (693-5)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-693-6	松ヶ丘団地 (693-6)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-1-697	宮前 (697)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-4880	宮前 (4880)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-2-118	新宮 (118)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-422-1	新宮 (422-1)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6262	新宮 (6262)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6262-1	新宮 (6262-1)	熊野町初神三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6271	岡 10257 (6271)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-427-1	深原 (427-1)	熊野町新宮二丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6265	深原 13344 (6265)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6265-1	深原 13344 (6265-1)	熊野町新宮三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-1	深原 13281 (6266-1)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-2	深原 13281 (6266-2)	熊野町新宮三丁目	○	—	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-4	深原 13281 (6266-4)	熊野町新宮三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6272	深原 13515 (6272)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-1	初神小崎 (2903-1)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-2	初神小崎 (2903-2)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-3	初神小崎 (2903-3)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-4	初神小崎 (2903-4)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2904	初神湧田 (2904)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2904-1	初神湧田 (2904-1)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-1	新宮向田 (2905-1)	熊野町新宮五丁目	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-2	新宮向田 (2905-2)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-3	新宮向田 (2905-3)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2906	新宮海上 (2906)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-1	萩原深原平 (580-1)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-2	萩原深原平 (580-2)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
Ⅲ-1-580-3	萩原深原平(580-3)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-4	萩原深原平(580-4)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-5	萩原深原平(580-5)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-6	萩原深原平(580-6)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-7	萩原深原平(580-7)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-8	萩原深原平(580-8)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-9	萩原深原平(580-9)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-1-703	中倉山(703)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-1-703-1	中倉山(703-1)	熊野町平谷一丁目	○	○	第三小学校区
I-1-703-2	中倉山(703-2)	熊野町東山	○	○	第三小学校区
I-1-707	大下(707)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
I-1-707-1	大下(707-1)	熊野町平谷二丁目	○	—	第三小学校区
I-1-706	菅池(706)	熊野町出来庭九丁目	○	○	第三小学校区
I-1-706-1	菅池(706-1)	熊野町貴船	○	—	第三小学校区
I-1-706-2	菅池(706-2)	熊野町貴船	○	○	第三小学校区
I-1-706-3	菅池(706-3)	熊野町川角一丁目	○	—	第三小学校区
I-1-706-4	菅池(706-4)	熊野町川角二丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6936	滝ヶ谷 2753(6936)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-1-6939	滝ヶ谷 2796(6939)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-1-6937-1	火ノ原 2720(6937-1)	熊野町出来庭十丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6937-2	火ノ原 2720(6937-2)	熊野町出来庭十丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6938	田ヤヶ谷 657(6938)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
I-1-6938-1	田ヤヶ谷 657(6938-1)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
I-1-688	田ヤヶ谷(688)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274	土井原 578(6274)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-1	土井原 578(6274-1)	熊野町平谷五丁目	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-2	土井原 578(6274-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-3	土井原 578(6274-3)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-428-1	平谷の場山(428-1)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571	平谷の場山(571)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571-1	平谷の場山(571-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571-2	平谷の場山(571-2)	熊野町平谷五丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-572-1	出来庭火原(572-1)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-573	平谷深銅(573)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
Ⅲ-1-573-1	平谷深銅(573-1)	熊野町平谷一丁目	○	○	第三小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-1-704	梶ヶ原(704)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-1	川角(704-1)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-1-704-2	川角(704-2)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-3	川角(704-3)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-4	川角(704-4)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-5	川角(704-5)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-6	川角(704-6)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-7	川角(704-7)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-8	川角(704-8)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-9	川角(704-9)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-10	川角(704-10)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-11	川角(704-11)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-12	川角(704-12)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-13	川角(704-13)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-15	川角(704-15)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-18	川角(704-18)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-19	川角(704-19)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-1-704-14	石神(704-14)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-704-16	石神(704-16)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-704-17	石神(704-17)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-689	呉地(689)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
I-1-696	呉地(696)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
I-1-696-1	呉地(696-1)	熊野町呉地	○	—	第四小学校区
I-1-696-2	呉地(696-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-574	呉地石原(574)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-574-1	呉地(574-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575	呉地恵源山(575)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-1	呉地(575-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-2	呉地(575-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-4	呉地(575-4)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-5	呉地(575-5)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-6	呉地(575-6)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区

1 3 土砂災害(特別)警戒区域(土石流)

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-22	滝ヶ谷川(22)	熊野町出来庭	○	—	第一小学校区
I-2-3-47	二河川支川(47)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-47 隣	二河川支川(47 隣)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6270	滝ヶ谷川(6270)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
準-2-3-6271	滝ヶ谷川(6271)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
準-2-3-6272	滝ヶ谷川(6272)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6273	二河川支川(6273)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6315	二河川支川(6315)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-2-165a	庄賀川(165a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-165b	庄賀川(165b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-165c	庄賀川(165c)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-166	堀之谷川(166)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-255a	熊野川支川(255a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-255b	熊野川支川(255b)	熊野町城之堀	○	—	第一小学校区
I-2-2-257	熊野川支川(257)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-257 隣	熊野川支川(257 隣)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-6297	熊野川支川(6297)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23a	椎川支川(23a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23b	椎川支川(23b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23c	椎川支川(23c)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-24a	光教坊川(24a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-24b	光教坊川(24b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-25	郷原地川(25)	熊野町城之堀	○	—	第一小学校区
I-2-3-23d	椎川支川(23d)	熊野町中溝	○	—	第一小学校区
I-2-3-23e	椎川支川(23e)	熊野町中溝	○	—	第一小学校区
I-2-2-163	住田谷川(163)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-163 隣	住田谷川(163 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-164	苗渋川(164)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-164 隣	苗渋川(164 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-253 隣	熊野川支川(253 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-254	熊野川支川(254)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-254 隣	熊野川支川(254 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-254 隣 a	熊野川支川(254 隣 a)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-48	二河川支川(48)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-49	二河川支川(49)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-50	瓶割川(50)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-51	二河川支川(51)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-52-1	道上川(52-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-2	道上川(52-2)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-3	道上川(52-3)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-4	道上川(52-4)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-5	道上川(52-5)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-6	道上川(52-6)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-53	二河川支川(53)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-6289	二河川支川(6289)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-2-3-54	道上川(54)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-6299	熊野川支川(6299)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-167	大谷川(167)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-168	芋ヶ作川(168)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-169	古屋奥川(169)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-251	熊野川支川(251)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-5074	熊野川支川(5074)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-5074 隣	熊野川支川(5074 隣)	熊野町萩原	○	—	第二小学校区
準-2-2-6374	熊野川支川(6374)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5073a	深原川(5073a)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5073b	深原川(5073b)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5075a	熊野川支川(5075a)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5075b	熊野川支川(5075b)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-6290	熊野川支川(6290)	熊野町萩原	○	—	第二小学校区
II-2-2-6375	熊野川支川(6375)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-6291	熊野川支川(6291)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
準-2-2-6314	熊野川支川(6314)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-170a	三谷川(170a)	熊野町初神	○	—	第二小学校区
I-2-2-170b	三谷川(170b)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-170c	三谷川(170c)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-171	山屋川(171)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-172	初神山川(172)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-173	追分川(173)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-174	大迫川(174)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-175	熊野川支川(175)	熊野町初神	○	○	第二小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-2-177	雲母川(177)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-253	熊野川支川(253)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-258	熊野川支川(258)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-5079	熊野川支川(5079)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-6266	三谷川(6266)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-6267a	三谷川(6267a)	熊野町初神	○	—	第二小学校区
I-2-2-6267b	三谷川(6267b)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
準-2-2-6268	三谷川(6268)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
準-2-2-6269	三谷川(6269)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
II-2-2-176	熊野川支川(176)	熊野町初神	○	—	第二小学校区
準-2-2-5077	熊野川支川(5077)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-162	鞆ノ河内川(162)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-2-2-161-1	平杉川(161-1)	熊野町新宮、広島市安芸区阿戸町	○	○	第二小学校区
I-2-2-161-2	平杉川(161-2)	熊野町新宮、広島市安芸区阿戸町	○	○	第二小学校区
I-2-2-249	熊野川支川(249)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-249 隣 a	熊野川支川(249 隣 a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-249 隣 b	熊野川支川(249 隣 b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-260	熊野川支川(260)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-2-2-261	熊野川支川(261)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5072	熊野川支川(5072)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5080a	熊野川支川(5080a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5080b	熊野川支川(5080b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5082a	熊野川支川(5082a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5082b	熊野川支川(5082b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5076a	熊野川支川(5076a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5076b	熊野川支川(5076b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5081	熊野川支川(5081)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5083	熊野川支川(5083)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-6295	熊野川支川(6295)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-6295 隣	熊野川支川(6295 隣)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
準-2-2-5071	熊野川支川(5071)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-3-21	滝ヶ谷川(21)	熊野町出来庭	○	—	第三小学校区
I-2-3-6274	滝ヶ谷川(6274)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-2-3-20-1	西ヶ岳川(20-1)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
I-2-3-20-2	西ヶ岳川(20-2)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-29a	平谷川(29a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29b	平谷川(29b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29c	平谷川(29c)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29d	平谷川(29d)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-30	平谷川支川(30)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-30 隣	平谷川支川(30 隣)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-31-1	平谷川支川(31-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-31-2	平谷川支川(31-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-32-1	的場川(32-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-32-2	的場川(32-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-38	平谷川支川(38)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-40	平谷川支川(40)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-41a	平谷川支川(41a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-41b	平谷川支川(41b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-45	平谷川支川(45)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6276	平谷川支川(6276)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
I-2-3-6277	平谷川支川(6277)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6277 隣	平谷川支川(6277 隣)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6278	平谷川支川(6278)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6279a	平谷川支川(6279a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6279b	平谷川支川(6279b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
II-2-3-43	平谷川支川(43)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
II-2-3-44	平谷川支川(44)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
準-2-3-6343	平谷川支川(6343)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-37a	平谷川支川(37a)	熊野町平谷、呉市押込4丁目	○	○	第三小学校区
I-2-3-37b	平谷川支川(37b)	熊野町平谷、呉市押込4丁目	○	○	第三小学校区
準-2-3-6287-1	道上川(6287-1)	熊野町萩原	○	—	第四小学校区
準-2-3-6287-2	二河川支川 10(6287-2)	熊野町萩原	○	○	第四小学校区
準-2-3-60-1	二河川支川 20(60-1)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
準-2-3-60-2	二河川支川 20(60-2)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-2-3-61	二河川支川(61)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-2-3-61-1	二河川支川(61-1)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-2-3-61 隣	二河川支川(61 隣)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-2-3-59	二河川支川 19(59)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-1	恵原川(6281-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
準-2-3-6281-2	二河川支川 14 (6281-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-3	二河川支川 17 (6281-3)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-4	二河川支川 14 (6281-4)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-5	二河川支川 15 (6281-5)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-6	二河川支川 13 (6281-6)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-7	二河川支川 16 (6281-7)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-8	二河川支川 11 (6281-8)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-9	二河川支川 12 (6281-9)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282-1	二河川支川 18 (6282-1)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282-2	二河川支川 18 (6282-2)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282 隣	二河川支川 18 (6282 隣)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区

(令和6年10月現在)

1.4 防災重点ため池

(農林緑地課調)

	溜池名	所在地	被害予想 戸数	規模	
				堤高	貯水量
1	海上側池 (平杉)	字東海上 511-1	1 1 2 戸	5.00m	2,800 m ³
2	瀬戸池	字西海上 400	1 0 2 戸	4.50m	1,100 m ³
3	貞永上池	字猿林 306	7 戸	1.40m	60 m ³
4	猿林池	字鞆ノ河内 252-9	8 6 戸	1.20m	230 m ³
5	溝手池	字丸子 207	5 戸	0.80m	40 m ³
6	13 開拓池	新宮四丁目 194-13	7 4 戸	0.90m	160 m ³
7	時光池	新宮四丁目 180-17	5 戸	1.20m	300 m ³
8	時光上池	新宮四丁目 166-10	2 4 戸	1.20m	390 m ³
9	宮本下池	字東深原 142-5	3 9 戸	2.20m	400 m ³
10	3 屯田上池	字深原 13584-3	3 戸	1.70m	50 m ³
11	菅田奥池	字東米山 20-9	9 戸	3.00m	590 m ³
12	菅田池	字東米山 20-7	5 戸	1.80m	310 m ³
13	溝口東池	字深原 13585-3	5 戸	1.30m	60 m ³
14	溝口池	字若宮 1278-16	4 戸	1.20m	160 m ³
15	初神山中池	字追分 1009-5	2 9 戸	3.30m	280 m ³
16	一反田下池	新宮二丁目 13545-1	2 8 戸	3.75m	3,600 m ³
17	山王池	字山王 10948	4 1 戸	4.10m	680 m ³
18	友数西池	字時数 11142-2	6 戸	4.40m	540 m ³
19	時数池	字時数 11207-1	2 6 戸	1.30m	40 m ³
20	宮尾(下)池	字宮前 11588	7 9 戸	0.70m	190 m ³
21	宮尾(宗)池	字宮前 11596	6 7 戸	1.90m	130 m ³
22	宮尾(中)池	字宮ノ首 627-1	7 9 戸	1.70m	170 m ³
23	宮尾池	字宮前 11579-1 外	8 2 戸	2.50m	210 m ³
24	宮尾(上)池	字宮ノ首 623-4	8 2 戸	1.90m	330 m ³
25	シダケ奥池	字シダケ奥 752	1 0 5 戸	6.40m	1,800 m ³
26	雲母池	字シダケ奥 20732-3	1 1 7 戸	7.50m	2,700 m ³
27	栗ノ木原池	字古屋奥 1148-43	5 1 戸	4.30m	1,600 m ³
28	川作田池	初神四丁目 9964-1	2 5 戸	2.60m	930 m ³
29	定光池	字薬師 9785	3 6 戸	3.00m	621 m ³
30	山木戸池 1	字薬師 9790	4 5 戸	2.80m	870 m ³
31	七郎垣内池	字薬師 9832	5 4 戸	4.50m	1,500 m ³
32	初神新池	字三村 9025	9 5 戸	5.50m	3,800 m ³
33	オーヅヤ池 (大津屋池)	字三村 9186	1 5 戸	2.70m	340 m ³
34	登岐平(下)池	字登岐平 9428-1	3 8 戸	3.50m	330 m ³
35	登岐平(中)池	字登岐平 9429-1	3 8 戸	4.30m	430 m ³
36	登岐平(上)池	字登岐平 9430-2	4 0 戸	1.50m	100 m ³
37	友岡 3 号	字深原 5502	1 5 戸	4.10m	160 m ³
38	友岡池	字深原 5525	8 戸	1.50m	70 m ³
39	瓶割池	字瓶割 5373-1	9 3 戸	5.20m	3,100 m ³
40	瓶割新池	字瓶割 5359	2 8 戸	5.15m	4,300 m ³
41	地水池	萩原二丁目 5176-1	2 2 戸	4.20m	1,400 m ³
42	道上池	萩原二丁目 5195-1	1 7 戸	4.30m	2,247 m ³
43	オヤス池	萩原二丁目 5190-1	2 戸	2.95m	1,100 m ³

44	中原池	字長迫 5207	8 7 戸	3.80m	3,101 m ³
45	大原新池	字大原 4833-1	3 1 戸	3.45m	2,400 m ³
46	山ノ代池	萩原二丁目 4949-1	2 8 戸	2.95m	5,800 m ³
47	堤口池	萩原四丁目 6000	7 戸	3.00m	1,095 m ³
48	グイビ迫池	字瓶割 5315	4 6 戸	4.70m	3,800 m ³
49	ソーク池	萩原四丁目 5989	2 6 戸	3.20m	1,119 m ³
50	ウバ池	字世良殿本迫 5867	4 6 戸	2.10m	330 m ³
51	小迫池	字小迫 5966-1	4 6 戸	5.00m	500 m ³
52	小迫地下池	萩原五丁目 5970	3 5 戸	1.90m	160 m ³
53	市兵衛池	字世良殿本迫 5869	3 2 戸	3.00m	230 m ³
54	里池	字世良殿本迫 5863	6 0 戸	4.90m	450 m ³
55	庄賀池	萩原九丁目 6501-1	7 9 戸	4.30m	3,431 m ³
56	山田池	字庄賀 6546-1	8 9 戸	4.55m	1,300 m ³
57	荒谷(美)池(2号)	字庄賀山 3004-41	7 9 戸	1.90m	80 m ³
58	荒谷後池	字庄賀 6564-1	9 6 戸	3.80m	640 m ³
59	荒谷前池	字庄賀 6559	5 2 戸	1.30m	330 m ³
60	荒谷(美)池	字苗浜 6795	1 0 1 戸	2.70m	170 m ³
61	庄賀(政)池	萩原十丁目 6634-1	6 0 戸	2.50m	660 m ³
62	庄賀(共)池	萩原九丁目 6605-1	4 2 戸	1.40m	200 m ³
63	五拾免池	萩原十丁目 6672	3 3 戸	2.70m	590 m ³
64	中垣内池	萩原十丁目 6674	2 9 戸	3.00m	620 m ³
65	荒谷池	萩原十丁目 6772-2	4 5 戸	2.20m	210 m ³
66	瀬戸口谷下池	萩原十丁目 6816-1	1 6 戸	2.50m	160 m ³
67	松本池	城之堀九丁目 8931-1	1 9 戸	0.90m	890 m ³
68	堀野池	城之堀八丁目 8755-2	1 2 戸	1.50m	60 m ³
69	立花池	城之堀八丁目 8774-1	1 9 戸	2.80m	160 m ³
70	不動池	城之堀八丁目 8828-2	4 5 戸	1.60m	100 m ³
71	不動下池	城之堀八丁目 8783-4	2 1 戸	2.20m	350 m ³
72	井上池	城之堀八丁目 8803-2	4 3 戸	1.70m	300 m ³
73	新池	城之堀八丁目 8717	3 8 戸	3.20m	330 m ³
74	砂原池	字大谷 8795	7 6 戸	2.80m	800 m ³
75	和田池(東)	城之堀七丁目 8600-1	5 6 戸	3.50m	930 m ³
76	飛子池(下)	字稻荷 8715-1	8 0 戸	6.60m	2,400 m ³
77	梶矢上池	城之堀七丁目 8677	4 2 戸	1.80m	750 m ³
78	和田池	城之堀七丁目 8605-1	4 7 戸	3.00m	240 m ³
79	道土井池	城之堀三丁目 8313-1	1 7 0 戸	3.40m	710 m ³
80	彦兵衛池	字不動原 8316-1	1 3 7 戸	2.60m	350 m ³
81	堀野池	字不動原 8270-2	8 9 戸	2.00m	130 m ³
82	井上池	字不動原 8263-6	9 6 戸	2.80m	130 m ³
83	新池	字堀 8200	3 5 9 戸	6.35m	6,300 m ³
84	狐池	字堀 8213	2 5 4 戸	6.40m	5,747 m ³
85	大池	城之堀三丁目 8074	4 7 2 戸	5.10m	7,410 m ³
86	榎崎池	城之堀三丁目 7974	9 3 戸	2.10m	1,730 m ³
87	平兵衛上池	城之堀二丁目 7693	8 2 戸	1.60m	180 m ³
88	西池	字平兵衛谷 7690-1	2 0 5 戸	3.60m	960 m ³
89	向原池	字平兵衛谷 7716	5 9 戸	3.75m	1,000 m ³
90	郷原池	字平兵衛谷 7713-1	4 3 戸	5.65m	1,400 m ³
91	土井池	城之堀二丁目 7622-1	9 4 戸	3.19m	727 m ³
92	光教坊池	中溝五丁目 3487-1	5 6 戸	3.70m	2,400 m ³

93	五反田池	出来庭七丁目 2292-1	1 0 4 戸	2.55m	1,500 m ³
94	昭和池	字滑羅 2857-1 外	3 5 5 戸	13.90m	9,685 m ³
95	ヒナ池	字菅池 2474-1	3 6 戸	3.50m	2,200 m ³
96	ヒナ中池	出来庭八丁目 2477	6 8 戸	4.65m	3,900 m ³
97	矢野地池	出来庭八丁目 2631-1	6 7 戸	3.50m	17,250 m ³
98	寺堤池	出来庭七丁目 2349-1	6 6 戸	4.10m	5,184 m ³
99	中惣池	出来庭四丁目 1692	4 3 戸	2.18m	1,400 m ³
100	中惣池下池	出来庭四丁目 1671-2	1 1 戸	2.00m	1,000 m ³
101	猿子池	川角五丁目 195	4 1 戸	4.25m	4,700 m ³
102	一の池	川角五丁目 346-6 外	5 2 戸	4.20m	8,940 m ³
103	宝沢寺池 2 (法尺寺池)	呉地一丁目 1194	1 1 戸	3.80m	1,600 m ³
104	防主池	字長尾 1112	6 5 戸	2.30m	360 m ³
105	梶矢池	呉地一丁目 1080	4 7 戸	2.10m	600 m ³
106	皿田池	呉地一丁目 1070-1	5 7 戸	3.10m	1,600 m ³
107	有馬池(2)	字長尾 1125-1	9 0 戸	2.40m	770 m ³
108	ドードー池	呉地四丁目 896	2 0 戸	1.80m	460 m ³
109	ドードー上池	呉地四丁目 850	3 5 戸	2.30m	340 m ³
110	呉地大池	字ハグイ原	6 0 戸	15.00m	63,400 m ³
111	坂面大池	中溝五丁目 3204-1	2 1 3 戸	11.60m	69,580 m ³
112	ひらけ池 2号	川角二丁目 324-1	3 0 戸	4.50m	3,140 m ³
113	津川池	平谷四丁目 100-2	4 8 戸	2.00m	100 m ³
114	台沖 1号	平谷四丁目 47-1	2 2 戸	1.20m	40 m ³
115	台沖 2号	平谷四丁目 54-1	2 8 戸	2.10m	100 m ³
116	中島 1号池	字土井原 545	6 1 戸	3.30m	350 m ³
117	中島 2号池	字土井原 542	1 2 8 戸	4.20m	1,010 m ³
118	尻池	萩原一丁目 4789-1	7 2 戸	5.10m	4,800 m ³
119	宮原池	字深原 13246-4	1 2 戸	4.10m	160 m ³
120	小池	出来庭四丁目 2200	9 戸	1.10m	420 m ³
121	本迫池	字菅池 2535	3 9 戸	3.70m	500 m ³

(令和6年10月現在)

15 ヘリポート適地の状況

名称	場所	(㎡)	水利		備考 (管理者)
			種類	水量・流量(㎡)	
熊野東中学校	萩原一丁目 23-1	160×80	プール	405	町教育委員会
熊野第三小学校	貴船 15-1	110×65	プール	415	町教育委員会
熊野第四小学校	川角五丁目 13-1	110×110	プール 防火水槽	415 40	町教育委員会
熊野町民グラウンド	川角五丁目 10-1	187×122	防火水槽	40	熊野健康 スポーツ振興会
深原地区公園グラウンド	新宮二丁目 12-1	100×80	消火栓	—	きらら会

1.6 指定緊急避難場所

	名 称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	面積	対応災害		
						地震	土砂	洪水
①	熊野第一小学校 グラウンド	中溝四丁目 4-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0109 (855-2481)	6,787 m ²	○	○	○
②	熊野第二小学校 グラウンド	初神三丁目 25-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	845-0112 (855-2483)	3,512 m ²	○	×	○
③	熊野第三小学校 グラウンド	貴船 15-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0316 (855-2483)	8,397 m ²	○	○	○
④	熊野第四小学校 グラウンド	川角五丁目 13-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-5145 (855-2484)	14,260 m ²	○	○	○
⑤	熊野中学校 グラウンド	中溝六丁目 1-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0109 (855-2485)	22,037 m ²	○	○	○
⑥	熊野東中学校 グラウンド	萩原一丁目 23-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-7111 (855-2486)	22,604 m ²	○	○	○
⑦	熊野町民会館 駐車場	中溝一丁目 11-2	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-3111 (820-5820)	2,320 m ²	○	○	○
⑧	熊野町民 グラウンド	川角五丁目 10-1	熊野健康 スポーツ振興会	854-7695 (854-9622)	21,627 m ²	○	×	○
⑨	深原地区公園 グラウンド	新宮二丁目 12-1	きらら会	820-5580 (854-5581)	8,500 m ²	○	○	○

大震災などの災害時には交通事情などから対象の避難場所に避難できない場合もあり、特定の場所に固執することなく、避難可能な最寄の指定緊急避難場所に避難されたい。

17 指定避難所

	名称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	収容 人員 (名)	開設 責任 者	施設の状況						対応災害		
							構造	階数	駐車場	シャワ ー等	便所	炊事 施設	地震	土砂	洪水
①	熊野町民会館 (熊野中央防災 交流センター)	中溝一丁目 11-2	教育総務課長 (教育総務課)	854-3111 (820-5820)	1,200	館長	RC	2	有	有	有	無	○	○	○
②	熊野東防災 交流センター	初神三丁目 11-13	防災安全課長 (防災安全課)	854-4138 (854-3389)	161	センター 長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
③	熊野西防災 交流センター	神田 15-4	防災安全課長 (防災安全課)	854-1673 (854-6199)	380	センター 長	RC	1	有	有	有	有	○	○	○
④	熊野町民 体育館	川角五丁目 10-1	熊野健康スポーツ 振興会 (教育総務課)	854-7695 (854-9622)	920	館長	S	1	有	無	有	無	○	○	○
⑤	熊野東 ふれあい館	新宮二丁目 12-1	きらら会 (社会福祉課)	820-5580 (820-5581)	160	館長	S	1	有	有	有	無	○	○	○
⑥	熊野中央 ふれあい館	中溝四丁目 7-16	株公和 (社会福祉課)	820-5511 (820-5512)	120	館長	RC	2	有	無	有	無	○	○	○
⑦	熊野西 ふれあい館	貴船 6-1	熊野人材センタ (社会福祉課)	820-5501 (820-5503)	110	館長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
⑧	くまの・こども 夢プラザ	貴船 9-14	子育て支援課長 (子育て支援課)	820-5580 (855-0805)	320	館長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
⑨	熊野第一 小学校体育館	中溝四丁目 4-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0109 (855-2481)	450	校長	S	2	有	無	有	無	○	○	○
⑩	熊野第二 小学校体育館	初神三丁目 25-1	教育総務課長 (教育総務課)	845-0112 (855-2483)	430	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑪	熊野第三 小学校体育館	貴船 15-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0316 (855-2483)	300	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑫	熊野第四 小学校体育館	川角五丁目 13-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-5145 (855-2484)	470	校長	S	2	有	無	有	無	○	○	○
⑬	熊野中学校 体育館	中溝六丁目 1-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0109 (855-2485)	780	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑭	熊野東中学校 体育館	萩原一丁目 23-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-7111 (855-2486)	980	校長	S	2	有	無	有	無	○		○

※収容人員は3.3㎡あたり2名で算出した数

18 福祉避難所

	名称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	収容 人員 (名)	開設 責任 者	施設の状況		対応災害		
							構造	階数	地震	土砂	洪水
①	熊野中央防災交流センター（町民会館）	中溝一丁目 11-2	教育総務課	854-3111	39		RC	2	○	○	○
②	社会福祉法人 成城会	城之堀二丁目 28-1	成城会	854-2086 (820-5375)	24	施設 の長	RC	4	○	×	○
③	介護老人保健施設 熊野ゆうあいホーム	出来庭三丁目 4-67	医療法人 古川医院	820-5131	5	施設 の長	RC	2	○	○	○
④	グループホームくまの	中溝一丁目 4-6	株式会社 松広	855-6656	4	施設 の長	RC	2	○	○	○

19 災害記録

年月日	要因 関連事象	災害の概要	摘要
昭和20年9月 17～18日	枕崎台風	町内各地に土石流(崩壊地)	土石流
昭和28年6月 28～30日	梅雨前線(23～30日)	呉地大池決壊	洪水
昭和40年9月 16～17日	風台風23号、雨台風 24号の連続襲来	熊野川(深原・大坪)流失	9月12～17日 洪水
平成11年6月29日	平成11年6.29豪雨災 害(広島市・呉市)	二河川の氾濫 田畑の冠水 町民グラウンド上部土石流	洪水 土石流
平成13年3月24日	芸予地震	町内 最大震度6弱 家屋損傷、墓石倒壊等	地震
平成21年7月20日 ～22日	平成21年7月中国・九 州北部豪雨	長雨により町内各地でがけ崩 れ	崖崩れ
平成30年7月5日 ～7日	平成30年7月豪雨	町内各地で土石流発生 熊野町川角地区 12名	土石流

20 熊野町の自然的条件

1 地勢

本町は、広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12kmの位置にあり、町の西は広島市（安芸区）に隣接、町の東は東広島市、北は広島市（安芸区）及び海田町、南は呉市に接しており、これら広島市、呉市、東広島市の中央部に位置している。

総面積は、33.76km²、広島県面積の約0.4%を占めている。周囲を山に囲まれた標高約220mの高原状の盆地で、やや起伏があり、町の北東から南西にかけては、原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700mの山々が連なっている。

盆地の中央を熊野川、二河川、平谷川の3本の二級河川が流れており、熊野川は北流し、瀬野川へ、平谷川は二河川へ合流後、南流して呉湾へと注いでいる。

2 地質

本町の地質の生成は、花崗岩で風化作用を受け易く、透水性の高い砂質土壌形成しているため、雨水の貯りゅう作用が乏しく、多雨に際しては、土石流及び洪水を起こし易く、また短期間の干天にも干害を招く結果となっている。

3 気候

気候は、温暖で比較的少雨の過ごしやすい瀬戸内式気候に属している。もともと、内陸部に位置し、標高が高いことから周辺の沿岸部と比べると年平均気温は、1～2℃低く、冬やや寒いものの、夏は過ごしやすい高原性の気候である。

2 1 過去の災害

1 過去の災害の状況

本町における過去の災害は、19 災害記録のとおり。

本町は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると最も発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、土石流等が挙げられる。

昭和20年の枕崎台風による被害以降、人的被害は発生していなかったが、平成30年7月豪雨では、死者12名、住宅被害が全壊27棟、大規模半壊9棟、半壊13棟など163棟で被害が発生した。

2 平成30年7月豪雨の被害状況

(1) 雨量

①総雨量

473mm（7月3日午前7時20分～7月9日午後4時までの間）

②24時間最大降雨量

330mm（7月6日午前5時50分～7月7日午後5時40分までの間）

③1時間最大降雨量

66mm（7月6日午後6時50分～7月6日午後7時50分までの間）

(2) 被害

①人的被害

ア 死者12名（川角五丁目「大原ハイツ」の土石流による）

イ 重傷者10名（足切断、骨盤骨折、肋骨骨折等）（町外（県道矢野安浦線：矢野峠）での負傷者3名含む）

性別	年齢									合計
	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	
男性	1	3		2				1		7
女性				1	3			1		5
計	1	3		3	3			2		12

②建物被害（被害棟数）

	熊野町		
		大原ハイツ	その他
全壊	27棟	17棟	10棟
大規模半壊	9棟	4棟	5棟
半壊	13棟	2棟	11棟
床上浸水	35棟	0棟	35棟
床下浸水	49棟	0棟	49棟
一部損壊	30棟	15棟	15棟
計	163棟	38棟	125棟

③道路、河川等の被災状況

被害箇所	箇所数	備考
道路	69箇所	法面崩壊、舗装破損
河川	35箇所	護岸崩壊、決壊、越水など
農林業施設	74箇所	土砂の流入、損壊など
上下水道	8箇所	送配水管、給水管破損

2 2 地震の被害想定及び施策

地震防災対策の的確な推進に資するため、令和7年度に県が公表した広島県地震被害想定調査（以下「被害想定調査」という。）により、想定される熊野町における人的、物的被害の概略は次のとおりである。

1 想定される地震の規模

想定される地震の規模は、被害想定調査において想定されている以下の地震とした。

【想定される地震規模】

地震名	地震タイプ	長さ	幅	マグニチュード	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	—	—	9.0	60～90%程度以上
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	—	—	6.7～7.4	40%程度
中央構造線断層帯（4連動）	地殻内	—	25～30km程度	8.0程度もしくはそれ以上	不明
岩国－五日市断層帯（五日市断層区間）	地殻内	約27km	20km程度	7.2程度	不明
岩国－五日市断層帯（岩国断層区間）	地殻内	約46km	20km程度	7.6程度	0.03～2%
岩国－五日市断層帯（3連動）	地殻内	—	20km程度	7.9～8.0程度	不明
安芸灘断層帯	地殻内	約26km	不明	7.2程度	0.1～10%
広島湾－岩国沖断層帯	地殻内	約38km	不明	7.5程度	不明
どこでもおこりうる直下の地震	地殻内	—	—	6.9	—

2 想定される被害の状況

被害想定調査においては、各地震による建物被害及び人的被害が次のように想定されている。

【想定地震における建物被害の想定】

（単位：棟）

想定地震	全 壊				半 壊				火災による焼失
	揺れ	液状化	土砂災害	計	揺れ	液状化	土砂災害	計	
南海トラフ巨大地震	0	233	0	233	104	1,095	0	1,199	14
安芸灘～伊予灘～豊後水道	71	245	3	319	512	1,172	5	1,689	15
中央構造線断層帯（4連動）	0	56	0	56	0	328	0	328	0
岩国－五日市断層帯（五日市断層区間）	0	231	0	232	29	1,095	0	1,125	15
岩国－五日市断層帯（岩国断層区間）	0	184	0	184	0	865	0	865	0
岩国－五日市断層帯（3連動）	3	242	1	246	152	1,145	1	1,299	0
安芸灘断層帯	0	58	0	58	0	343	0	343	0
広島湾－岩国沖断層帯	0	238	0	238	8	1,127	0	1,135	0
どこでもおこりうる直下の地震	526	246	7	779	980	1,175	9	2,164	13

※小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

【想定地震における人的被害の想定】

(単位：人)

想定地震	死 者					負 傷 者				
	建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計	建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計
南海トラフ巨大地震	0	0	1	0	1	12	0	0	0	12
安芸灘～伊予灘～豊後 水道	4	0	1	0	5	86	0	1	0	87
中央構造線断層帯 (4連動)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩国－五日市断層帯 (五日市断層区間)	0	0	1	0	1	2	0	0	0	3
岩国－五日市断層帯 (岩国断層区間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩国－五日市断層帯 (3連動)	0	0	0	0	0	20	0	0	0	20
安芸灘断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島湾－岩国沖断層帯	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
どこでもおこりうる直 下の地震	34	1	1	0	35	227	1	1	0	229

※小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

3 地震被害軽減のための基本的な施策

(1) 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、自助・共助・公助の考えをもとに、町民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

(3) 施策体系

いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施 策 体 系	
(1) 命を守る対策	
ア	建物倒壊対策
イ	土砂災害対策
ウ	地震火災対策
エ	落下物等対策
(2) 生活と社会機能を維持する対策	
ア	ライフライン施設被害対策
イ	交通施設被害対策
ウ	避難者等への対応

エ	帰宅困難者等への対応
オ	物資等確保対策
カ	医療機能確保対策
キ	災害廃棄物等対策
ク	その他の課題への対応
(3) 防災力の向上対策	

(4) 対策内容

ア 命を守る対策

(ア) 建物倒壊対策

a 住宅・建築物等の耐震化

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

また、県及び関係団体と連携して、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

b 社会福祉施設の耐震化

社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進する。

c 建築物等の老朽化対策

町立学校、町営住宅及び庁舎等について、長寿命化を図るため、今後も継続的な利用を行う施設の中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

d 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進する。

(イ) 土砂災害対策

a 土砂災害対策施設の整備

平成30年7月豪雨を踏まえて、国、県事業と連携を図りながら、着実な土砂災害防止施設の整備を推進する。

b 山地災害対策施設の整備

人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所への把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施し、警戒避難計画の策定や町民の適切な避難実施に向けた取組を推進する。

c 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

d 農地・森林等の保全の取組

農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や鳥獣害防止対策等を推進する。また、次世代を担う意欲のある農業者へ農地等が継承されるよう、農業基盤の整備や農地や農業用水利施設等の維持保全を推進する。森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進する。

また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援する。

(ウ) 地震火災対策

- a 消防団の充実・強化

消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等に取り組むとともに、消防署や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。
 - b 自主防災組織の充実・強化

広島県自主防災アドバイザーの活用、防災リーダー養成及び技能向上の取組など、引き続き県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

県と町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。
 - c 住宅密集地での防災機能の確保等

雨水の流出抑制や自然環境の保全の観点から、住宅密集地の公園緑地整備や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

地震・火災などの災害時に、防災避難拠点となる都市公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

大規模地震発生時に住宅密集地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う。
 - (イ) 落下物等対策
 - a 既存建築物等の総合的な安全対策

通学路沿いをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。

既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下対策及び家具の転倒防止等の取組を県と連携を図りながら推進する。
 - b 家具等の転倒防止の促進

いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、県や地方行政機関等との連携による普及啓発をはじめ、関係機関・協力団体との一層の連携を図り、防災教育や防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定を促進していく。
- イ 生活と社会機能を維持する対策
 - (ア) ライフライン施設被害対策
 - a 水道施設

水道事業者は、災害時においても断水等の影響を最小限とすることができるよう、水道管の耐震化や水道の供給体制の強化等、危機管理体制の整備に努める。
- b 下水道施設の防災・減災対策

下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。

災害の想定を常に見直し、豪雨災害状況を踏まえた対処要領の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。
- c 通信施設の整備
 - (a) ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災者の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。
- (b) ケーブルの地下化・洞道への収容替え

地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。
- d ガス導管の耐震化

災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

(イ) 交通施設被害対策

a 災害に強い道路ネットワークの構築

災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

b 交通安全施設等の整備

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新について要望する。

c 緊急輸送体制の整備

バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。

(ウ) 避難者等への対応

a 要配慮者に対する支援

要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別計画の策定の取組を促進する。

社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。

高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の指定について促進する。

避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。

災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。

水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、県と連携し継続的な働きかけを実施する。

b 心のケアなどの支援体制の整備・強化

災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生活動を行うため、「避難所衛生班」を編成する。また、関係職能団体と協定を締結し、連携を図るとともに、研修会を実施するなど体制の強化を図る。

各避難所の環境・運営改善を進めるため、避難所設備、レイアウト、必要な保管資材・備蓄品等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や環境の整備を行う。

避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。

被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。

災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、避難所運営支援等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

c 被災者の住宅確保

住宅を失った被災者の居住場所の早期確保のため、仮設住宅建設に係る整備管理マニュアルの作成や仮設住宅建設候補地台帳を整備するとともに、借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、関連企業等との協定締結・連携強化を図る。

町営住宅、コーポラス熊野への一時入居体制を整備する。

d 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等への参加、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進する。

余震による倒壊など人命にかかる二次被害の防止や日常生活への早期復帰を図る観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

- e 指定避難所の防災機能強化
 - 大規模災害発生時に、指定避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を図り、非常用電源を確保する。
- f 避難先の確保
 - 公共施設の他、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的に開設・運営を行う「自主避難所」や車両避難を想定した避難先の確保、学校においては体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用に努める。
- g 分散避難の啓発
 - 町民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。
- h 特定動物や被災動物への対応
 - 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や指定避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
 - ペットの同行避難について、動物愛護団体等と検討を進めていく。
- (イ) 帰宅困難者等への対応
 - a 帰宅困難者対策の周知
 - 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、町民や企業に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。
 - b 事業所等との協定
 - 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水、トイレ、道路情報等の提供を行うよう民間事業者との協定の締結を促進する。
- (ロ) 物資等確保対策
 - a 非常用物資の備蓄の推進
 - 町備蓄物資や県備蓄物資、民間備蓄との連携等による大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法についてを行う。
 - b 物資調達・供給の連携体制の整備
 - 災害時には、交通機関の途絶により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、関係団体等と締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
 - 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行う。
 - 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送手順等の方策を定めておく。
 - c 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備
 - 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関と連携した緊急輸送に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。
- (ハ) 医療機能確保対策
 - a 医療・介護人材の育成
 - 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。
 - b 福祉支援ネットワークの構築

関係職能団体の協力を得て、医療職と福祉関係職の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備する。

- c 感染症対策機能整備

新興感染症の拡大に対応するため、県の実施する研修会等に疫学・感染症に携わるスタッフ等を参加させ、患者への対応ルール設定、軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、患者受入れ体制構築を図る。
- d 予防接種の促進

災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、定期的な予防接種の積極的な働きかけを実施する。
- e 遺体への適切な対応

多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、県等との連携を推進する。 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集する。
- (キ) 災害廃棄物等対策
 - a 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画に基づき、熊野町災害廃棄物処理計画を策定する。
 - b 浄化槽対策

浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿処理及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。
県や指定検査機関等と連携し、浄化槽台帳の精度向上や整理等を行う。
- (ク) その他の課題への対応
 - a 有害物質流出対策

災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関等と連携して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
 - b 文化財の保護

災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう耐震化を含む保全に努めるものとする。
 - c 孤立化防止のためのインフラ整備

発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、県と連携し、多重型道路ネットワークの強化に努めるものとする。
陸上輸送が機能しない場合には、臨時ヘリポートの候補地等を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
 - d 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく、未届出ため池の管理者の捜索を行い、届出手続きを行う。
県の支援により防災重点農業用ため池の危険な状態を早期に把握し、ため池管理者と協議を行い、対応を検討する。
防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して、住民に周知をする。
ため池管理者からの改修申請に基づき、補修・改修により、機能維持を図る。
 - e 農道の老朽化対策

農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。
 - f 事業継続の取組の推進

地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、BCP策定を普及啓発していく。
 - g 業務継続性の確保

南海トラフ地震を想定し、平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計

画作成ガイド」等を活用し、業務継続計画を策定する。

h 執務環境、実施体制の維持確保

非常用発電の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進する。

ネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように対策を講じることについて検討する。

i 治安の維持

災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を実施するよう依頼する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため、女性警察官の派遣を依頼する。

被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、被災者の負担軽減を図る。

ウ 防災力の向上対策

(ア) 自助・共助の取組強化

町民一人ひとりが災害から命を守るために適切な行動をとることができるようにするため、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを決めておく県の実施する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進と連携し、「自助」「共助」の取組を推進する。

町民、自主防災組織、事業者、行政などの各主体において、防災教室や防災訓練、防災士等の養成や防災教育などが積極的に取り組まれるよう、防災・減災に関する運動を促進する。

小中学校や自主防災組織等を対象に、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツール、過去に発生した災害写真などを活用した防災教育や避難所体験を通じて防災知識の向上を図る。

(イ) 災害情報伝達手段の多様化

町民に対し、防災情報メールについて、使用要領や登録方法などを機会に応じて説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などに取り組む。

また、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

(ロ) 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

デジタル化した防災情報システム及び県防災情報システムにより、気象情報、河川情報等を的確に把握し、町民に迅速に避難情報等が伝達できる体制を整備する。

地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステムの維持管理に努めるものとする。

大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、役場と県庁、地方機関等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に活用する。

大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

(ハ) 災害対処能力の向上

あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう県や関係機関と連携し、必要な体制整備を推進する。

災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

災害時の対処能力の向上を図るため、県が作成するチェックリストを用いて災害対策に係

- る自己点検を実施し、実効性確保のための訓練を実施する。
- (オ) 広域応援体制の構築
広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。
町は、必要に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を県に依頼する。
- (カ) ボランティア体制の構築等
迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を養成する。また、地域組織と社会福祉協議会との連携を進める。
感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会等との連携を進め、感染症対策の徹底に留意した適切な対応が取られるようにする。
- (キ) 災害に強い都市構造の形成
町土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成22年2月策定）に基づき、町土の有効利用や町土利用の質的向上、持続可能な町土管理の実施などに関する施策を実施する。
地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の周知を進めることなどにより、災害に対する町土の安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る取組を実施する。
- (ク) 平時からの連携体制構築
医療、介護、予防、住まい、生活支援等の関係者が災害時においても、必要な連携が円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、各種ライフライン事業者との協力体制の構築に努める。
- (ケ) 建設業の担い手の確保
建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。
- (5) 対策の推進等
各防災関係機関は、地震被害を軽減するための対策を主体的に推進するものとし。これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

(2) その他の救済制度(減免等)

救 済 制 度	救 済 制 度 の 内 容	窓 口 等	根 拠 法 令	備 考
国税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 所得税の減免 ② 源泉徴収所得税の徴収猶予 ③ 相続税又は贈与税の免除等	税 務 署	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)	
地方税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 地方税(個人の県民税、個人の市町村民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税)の減免 ② 地方税の徴収猶予 ③ 地方税の納付期限の延長等	庁 務 所 (県税事務所) 場 役	地方税法(昭和25年法律第226号)、広島県条例(昭和29年条例第16号)、各市町村の条例	
国民健康保険料(税)及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ①保険料(税)の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	役 場	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	役 場	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	
介護保険料及び利用者負担の減免等	被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②利用者負担の減免	役 場	介護保険法(平成9年法律第123号) 各市町等(保険者)の条例	
災害弔慰金の支給	一定規模以上の自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円		災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	
災害障害見舞金の支給	一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円			
被災者生活再建支援金の支給	一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する		被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)	支給額は(別表2)を参照
災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 50万円			災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合を除く。
災害見舞金の支給	自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全 壊 30万円 半 壊 10万円	役 場	広島県災害見舞金等支給要綱(昭和62年4月21日施行)	
広島県被災者生活再建支援補助金の支給	県内に被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法の基準に満たない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。		広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱(平成12年6月7日施行)	支給額は(別表2)を参照
災害見舞金の支給	災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全 壊 10万円 大規模半壊 5万円 半 壊 5万円 床上浸水 3万円		熊野町災害見舞金等支給要綱(平成21年8月25日施行)	
中小企業者への信用保証枠の拡大	中小企業信用保険法第2条第5項第4号指定の災害により影響を受ける特定の地域の中小企業に一般保証の別枠で最大2億8,000万円の保証枠が上乘せされる。	広島県信用保証協会	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)	

(別表1) 災害復興住宅資金の貸付限度額及び償還期間

貸付区分		災 害 復 興 住 宅								
貸付条件		建設の場合	購入の場合	補修の場合						
貸付条件	貸付限度額	以下の額又は所要額のいずれか低い額（10万円以上1万円単位）								
	償還期間	○土地を取得する場合 5,500万円 ○土地を取得しない場合 4,500万円	5,500万円	2,500万円						
		次の①又は②のいずれか短い期間（1年以上1年単位） ①申込区分による最長返済期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設購入</td> <td style="text-align: center;">35年</td> <td>最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間をいいます。以下同じです。）を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">35年</td> <td>1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</td> </tr> </table>			建設購入	35年	最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間をいいます。以下同じです。）を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長	補修	35年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長
建設購入	35年	最長3年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間をいいます。以下同じです。）を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長								
補修	35年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長								
		②「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限る ※ 元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳								

※詳細は、住宅金融支援機構ホームページを参照。

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

区分	基礎支援金	再建方法	加算支援金	合計
全壊 半壊解体 敷地被害解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件としているため、

県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額。